

閲覧制限に関する課題整理

1. 基準の定め方

根拠：神奈川県立公文書館条例第5条第1項

神奈川県立公文書館条例施行規則第4条

課題：条例及び規則で授権された館長が、具体的な基準を内規として定めている。

閲覧制限の可否は、県民の知る権利にかかる「行政処分」であり、その基準は公開されるべきではないか。

ただし、どこまで明確に規定できるかは課題。

2. 基準の内容

根拠：歴史的公文書に係る閲覧制限の当分の運用について（内規）

課題：ICA勧告の考えに沿い、30年経過した歴史的公文書は原則公開としているが、個人情報等については、閲覧を制限している。

この内規について、以下の問題がある。

- ① 非公表の内規としていること
- ② 網羅的に明文化されていないこと
- ③ 個人情報保護法及び個人情報保護条例の改正で採り入れられた「要配慮個人情報」の考え方をどのように取り込むべきか
- ④ 国立公文書館や他の類似館の基準との整合を考慮していないこと
- ⑤ 英国で始まっている「20年原則」への対応をどう考えるか
- ⑥ 内規の内容についても、検討すべき点が多々あること

例1)「門地」への配慮の考え方

戸籍（謄本及び抄本）には「門地」情報が含まれていると言われている
内規では作成後50年間非公開としている（本籍地のみの記載は50年）
配慮の必要性どこまで必要か（永久に非公開とすべきか）

例2)他の館との整合を図るべきか

例えば犯罪歴は内規により「50年」経過により公開している
国立公文書館は80年、他館では最長120年としている
本県の基準が他と比べて広く公開している傾向にある

3. 審査の基準時

根拠：運用で、閲覧申込時に「時の経過」を考慮して審査

課題：

- ① 閲覧時の審査で良いか、事前に決めた方が良いか
- ② 「時の経過」で判断を変更する考えなら、毎回審査すべきでは
- ③ 「時の経過」の始期は？ 文書作成後 / 文書保存期間満了後（国立）
- ④ 公文書管理簿に時の経過を記載し、公開すべきではないか

例) 再調査で、「一部非公開」を「全部公開」に改めた事例

昭和22年度作成文書について、最初の閲覧時（年次不明）は犯罪嫌疑を受けている個人名を非公開（黄シール）としていたが、再調査の際、50年経過により全部公開（緑シール）としたもの

4. 審査手続

根拠：神奈川県立公文書館条例施行規則第5条第2項

課題：閲覧申込があった場合、作成後30年経過文書は「速やかに」、30年未経過文書は10日以内に、個人情報等の有無を確認しなければならない。延長規定はない。

規則制定時に、迅速公開の趣旨に沿うことから設定したもの。現在の人員体制では十分な審査ができないおそれがある。

今回の事故を踏まえて再検討すべきではないか。

- ① 「速やかに」「10日以内」は維持すべきか
その際に必要な人員体制は確保できるか
- ② 審査期間を延ばすべきか。また、延長規定を導入すべきか
情報公開条例に合わせるべきか（15日+45日）
国立公文書館に合わせるべきか（30日+30日）
- ③ 第三者意見照会などの手続も導入するのか
文書作成課に対する事実関係照会 / 意見照会 / 協議等の手続は
- ④ 事前に審査しておくことは現実的か（解釈運用の基準）
例えば、30年経過時に一斉点検する等は物理的に可能か

(参考)

	公文書館等における閲覧可否決定までの日数制限		情報公開条例等に定める公開決定までの日数制限（延長）
国	30+30	規則	30+30
神奈川県	速やかに/10+0	規則	15+45
東京都	—	—	14+60
千葉県	即日（事前審査）	—	30+30
埼玉県	閲覧可否をHP公開	—	15+45
静岡県	（公文書館なし）	—	15+30
山梨県	（公文書館なし）	—	15+15
愛知県	15+延長可	基準	15+30
大阪府	できるだけ速やかに	—	15+15
京都府	基本的に即日	—	15+60
兵庫県	原則即日	—	15+60
宮城県	原則即日	—	15+延長可
福岡県	15+15	条例	15+15
沖縄県	—	—	15+30
横浜市	（公文書館なし）		14+60
川崎市	大量の場合は別途	要綱	15+45
相模原市	14+60	条例	14+60
藤沢市	—	—	15+45

日数欄が「—」となっているものは、公開されている条例規則等に規定がないもの。

(参考) 閲覧申込に対する審査の時間的余裕

- ★ 神奈川県立公文書館では、閲覧審査に充てることのできる時間が非常に短い。審査時間を延長できる例外規定も存在しない。

神奈川県立公文書館

作成後30年未経過の歴史的公文書等	閲覧の申込みがあった日から起算して10日以内に
30年を経過した歴史的公文書等	速やかに *解釈と運用の基準 「その場ですぐに」又は「受付で待っている間に」

神奈川県立公文書館条例施行規則第5条第2項

館長は、前項の規定による申込みがあったときは、**文書の処理済み年月日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していない公文書館資料(以下「30年未経過公文書等」という。)**にあつては当該公文書館資料の閲覧の申込みがあった日から起算して10日以内に、**30年未経過公文書等以外の公文書館資料にあつては速やかに、当該公文書館資料が条例第5条第1項に該当するか否かを確認しなければならない。**ただし、当該期間内に、又は閲覧の申込みがあったときに**速やかに確認することができないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、確認することができる。**

神奈川県情報公開条例

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下「諾否決定」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 実施機関は、**事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。**この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

国立公文書館

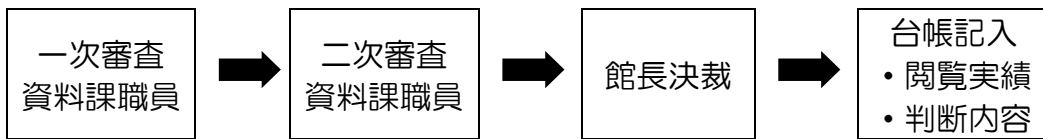
独立行政法人国立公文書館利用等規則 第16条

第1項 館は、利用請求があつた場合は速やかに、これに係る処分についての決定(以下「利用決定」という。)をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、**利用請求があつた日から30日以内に利用決定をするものとする。**この場合において、館が第11条第5項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

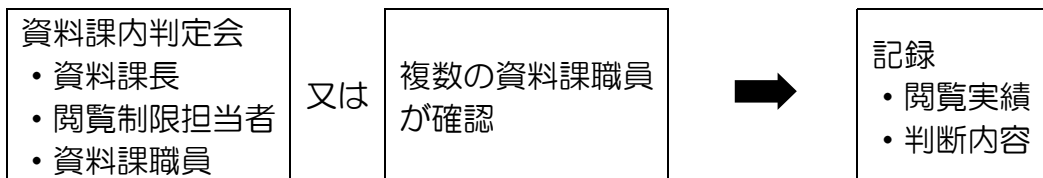
第3項 館は、利用決定に関し、**事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。**この場合において、館は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。

5. 審査の方法

根拠：再発防止策（平成30年6月1日記者発表）



（現行の内規に定める手続）



課題：当面の対応の評価（内規に定めている手続とは異なる）

- ① 現在の方法で良いか（ダブルチェック＋館長決裁）
館長不在時の対応は
- ② 会議体が必要か（資料課職員／公文書館全体／本庁を交える 等）
- ③ 利用者の利便性との関連
今までより審査に時間がかかることが県民の理解を得られるか
事前の申込・予約を求めるべきか
新システムでの対応（事前予約を求める場合）

The screenshot shows the website header for Kanagawa Prefecture with navigation icons for '暮らし・安全・環境', '健康・福祉・子育て', '教育・文化・スポーツ', and '観光・名産'. The breadcrumb trail is: ホーム > 電子県庁・県政運営・県勢 > 情報公開・個人情報保護 > 情報公開・公表 > 神奈川県立公文書館. The page title is '神奈川県立公文書館' and the upload date is '2018年8月17日'. A search bar contains 'アーカイブズの検索' with a link '←資料の検索はこちらから'. A dashed box highlights a note: '6月1日追加 閲覧室にも同じ文言で掲示'. Another dashed box highlights a notice: '歴史的公文書には、個人情報等の非公開情報を含むものがあり、審査や非公開情報のマスキング作業等に時間がかかる場合があります。資料によっては、当日中に審査が終わらないため後日の再来館をお願いする場合があります。できるだけ、事前のお問合せ、閲覧予約をお願いします。'